

県単農地集積促進事業実施要綱

平成26年4月1日付け25農村第678号

平成27年12月10日付け農地第530号

令和元年8月30日付け農地第309号

令和2年3月25日付け農地第774号

最終改正 令和2年9月15日付け農地第383号

第1 事業の目的

県単農地集積促進事業は、農業生産基盤整備の負担軽減を図り、将来の農業生産を担う農業の担い手（以下「担い手」という。）への農用地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の維持、発展を促すことを目的とする。

第2 事業の内容

1 担い手農地集積促進事業

担い手農地集積計画に基づき、別に定める対象事業により、受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「農地集積率」という。）が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に40%以上となった場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。

2 集落農地集積促進事業

農地利用集積計画に基づき、別に定める対象事業により、集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「集落農地集積率」という。）が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に50%以上となった場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。

3 水田園芸拠点産地形成促進事業

「しまねの園芸振興の展開方向」に基づき、別に定める対象事業により基盤整備を実施した農地の作付け延べ面積に占める県推進品目の割合が対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に25%以上となった場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。

4 担い手不在集落解消促進事業

担い手不在集落において、担い手確保計画に基づき、別に定める対象事業により、事業完了年度の翌年度から起算して3年が経過するまでに担い手が確保された場合に、別に定める基準により促進費を交付する事業。

第3 担い手の要件

本事業の担い手は以下のいずれかに該当するものとする。

ア 認定農業者（農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者をいう。）

イ 経営規模が3ha（特定農山村地域にあっては2ha）以上の農業者

ウ 生産組織（農業生産法人、集落営農組織等）

エ 人・農地プラン（人・農地問題解決推進事業実施要綱第2の1に定める人・農地プラン）において地域の中心となる経営体に位置付けられた中心経営体

第4 採択要件

- 1 第2の1の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
 - ア 第2の1の対象事業が実施されていること。
 - イ 担い手農地集積計画が策定されていること。
 - ウ 第2の1の農地集積率が40%以上となることが確実と見込まれること。
- 2 第2の2の事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
 - ア 第2の2の対象事業が実施されていること。
 - イ 農地利用集積計画が策定されていること。
 - ウ 第2の2の集落農地集積率が50%以上となることが確実と見込まれること。
- 3 第2の3の事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
 - ア 第2の3の対象事業が実施されていること。
 - イ 水田園芸産地形成促進計画が策定されていること。
 - ウ 第2の3の県推進品目の作付け割合が25%以上となることが確実と見込まれること。
- 4 第2の4の事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
 - ア 第2の4の対象事業が実施されていること。
 - イ 担い手確保計画が策定されていること。
 - ウ 第2の4の担い手の確保が確実と見込まれること。

第5 事業実施主体

事業実施主体は、市町村又は土地改良区とする。

第6 事業の申請

- 1 事業実施主体は、第2の1の事業を実施しようとするときは、原則として対象事業の工事着手までに、事業採択申請書（別記様式1）に担い手農地集積計画（別記様式2）を添えて知事へ提出するものとする。
- 2 事業実施主体は、第2の2の事業を実施しようとするときは、対象事業の採択申請にあわせて、事業採択申請書（別記様式1）に農地利用集積計画（別記様式3）を添えて知事へ提出するものとする。
- 3 事業実施主体は、第2の3の事業を実施しようとするときは、対象事業の採択申請にあわせて、事業採択申請書（別記様式1）に水田園芸産地形成促進計画（別記様式6）を添えて知事へ提出するものとする。
- 4 事業実施主体は、第2の4の事業を実施しようとするときは、原則として対象事業の採択申請にあわせて、事業採択申請書（別記様式1）に担い手確保計画（別記様式7）を添えて知事へ提出するものとする。

第7 事業の採択

知事は、第6の規定により提出された事業採択申請書にて、採択要件等を確認の

上、当該事業を実施することが適当であると認められるときは、事業の採択を決定し、事業実施主体に事業採択通知書（別記様式4）を交付するものとする。

第8 実績の報告

事業実施主体は、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に、事業実績報告書（別記様式5）に、第2の1の事業にあっては担い手農地集積実績（別記様式2）を、第2の2の事業にあっては農地利用集積実績（別記様式3）を、第2の3の事業にあっては水田園芸産地形成促進事業達成状況報告（別記様式6）を、第2の4の事業にあっては担い手確保実績（別記様式7）を添えて知事に提出するものとする。

附 則

- 1 この要綱は平成26年4月1日より適用する。
- 2 この要綱の制定をもって、21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業実施要綱は廃止する。
- 3 第2の1の事業を実施しようとする場合、平成25年度までに工事着手した地区については、第6の1の規定にかかわらず、平成26年9月末日までに担い手農地集積計画を提出すること。
- 4 第2の2の事業を実施しようとする場合、対象事業が平成25年度補正採択地区及び平成26年度新規採択地区にあっては、第6の2の規定にかかわらず、平成26年9月末日までに、農地利用集積計画を提出すること。
- 5 第2の2の事業を実施しようとする場合、平成27年度において対象事業が実施要領第3の2の（2）の地区にあっては、第6の2の規定にかかわらず、平成28年1月末日までに、農地利用集積計画を提出すること。
- 6 第2の3の事業を実施しようとする場合、令和元年度において対象事業が実施要領第3の4の（1）の地区にあっては、第6の3の規定にかかわらず、令和元年12月末日までに、水田園芸産地形成促進計画を提出すること。
- 7 第2の4の事業を実施しようとする場合、令和2年度において対象事業が実施要領第3の4の（1）の地区等にあっては、第6の4の規定にかかわらず、令和2年12月末日までに、担い手確保計画を提出すること。
- 8 第2の4の事業の採択期間は令和2年度から令和6年度の5年間とする。

附 則

- 1 この要綱は平成27年12月10日より適用する。
- 2 この要綱は令和元年8月30日より適用する。
- 3 この要綱は令和2年4月1日より適用する。

附 則

- 1 この要綱は令和2年10月1日より適用する。
- 2 第2の3の事業を実施しようとする場合、令和2年度において対象事業が実施要領第3の4の（2）の地区にあっては、第6の3の規定にかかわらず、令和2年12月末日までに、水田園芸拠点産地形成促進計画を提出すること。